静岡デスティネーションキャンペーンロゴマーク使用取扱規程

（目的）

第１条　この規程は、2019 年 4 月～6 月に実施する静岡デスティネーションキャンペーンのロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第２条　ロゴマークに関する一切の権限は、静岡県大型観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）に属する。

（使用の申込）

第３条　ロゴマークを使用しようとする者は、「静岡県デスティネーションキャンペーンロゴマーク使用承認申請書」（様式１）に、次の各号に掲げる書類を添えて会長に申請しなければならない。なお、デザイン確定の１か月前までに申請をすること。

(ア)申請者の所在、設立目的及び活動内容を明らかにする書類（既存のパンフレットで可）

(イ)ロゴマークの使用内容が分かる企画書等

(ウ)静岡県観光情報公式ホームページ「ハローナビしずおか」で提供している DC ロゴマークデータ（JPEG）を用いたデザイン案

(エ)その他会長が必要と認める書類

２　前項の承認をうけようとする者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認申請を免除とする。

（ア）国又は地方公共団体が使用する場合

（イ）静岡県大型観光キャンペーン推進協議会会員及び静岡県観光協会会員（会員団体の構成員を含む。）が静岡デスティネーションキャンペーンの趣旨にもとづき使用する場合（ただし、商品パッケージや商品自体に使用する場合を除く。）

（ウ）JR グループ、旅行会社、雑誌社が静岡県への誘客を目的とした旅行商品広報媒体や記事に使用する場合

（エ）新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

（オ）その他使用承認の手続きを必要としないと会長が認めた場合

（使用承認の基準）

第４条　会長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が静岡デスティネーションキャンペーンに対する理解や協力・機運を高めるために効果があると認め、使用を承認するときには「静岡デスティネーションキャンペーンロゴマーク使用承認書」（様式２）及び DC ロゴマークイラストレーターデータを交付するものとする。

なお使用承認書の交付は、申請受付後 10 日以内を基本とする。

第５条　ロゴマークの使用が以下の各号のいずれかに該当する場合は、会長はこれを承認しない。

（ア）静岡デスティネーションキャンペーンの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合

（イ）消費者の利益を害するおそれがある場合

（ウ）特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合

（エ）特定の個人又は団体の売名行為に利用されるおそれがある場合

（オ）企業団体その他事業所等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用するおそれがある場合

（カ）法令又は公序良俗に反するおそれがある場合

（キ）申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

（ク）その他承認することを会長が不適当と認めた場合

第６条　前条の場合、申請に要した費用等については、協議会は一切の責任を負わない。

（使用上の遵守事項）

第７条　ロゴマークを使用する者（以下「ロゴマーク使用者」という。）は以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（ア）承認された使用目的等にのみ使用すること。

（イ）別紙静岡デスティネーションキャンペーン ロゴマーク・デザインマニュアルに従って正しく使用すること。（別添参照）

（ウ）ロゴマークの一部のみを使用し、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

（エ）ロゴマークは、第三者に譲渡し又は貸与しないこと。

（オ）当該使用に係る物件の使用報告書（様式５）と完成見本等は制作完成後１週間以内に会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難な場合は、写真等の提出をもって代えることができるものとする。

（承認内容の変更等）

第８条　ロゴマーク使用者が、使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（様式３）及びデザイン案を会長に提出するものとする。

第９条　会長は、前条に規定する申請書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めた場合は変更承認書（様式４）及び DC ロゴマークイラストレーターデータを交付し、変更を承認するものとする。

（承認の取消し等）

第１０条 会長は、次の各号いずれかに該当するときは、ロゴマーク使用者に対し、使用承認の取消し及び使用物件の回収等の措置を講ずることができる。

（ア）ロゴマーク使用者がこの規定に違反したとき。

（イ）ロゴマーク使用者が使用承認に付した条件に違反したとき。

（ウ）申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。

（エ）その他、ロゴマークの使用継続が不適当であると認められたとき。

（報告・調査）

第１１条 会長は、ロゴマーク使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査をすることができる。

（使用の非独占性）

第１２条 ロゴマーク使用者は、会長が承認した用途に限定してロゴマークを使用し、それは非独占的になされるものとする。

（経費等の負担）

第１３条 協議会は、ロゴマーク使用の承認を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第１４条 協議会は、ロゴマーク使用に係る損失補償等一切の責任を追わないものとする。

（その他）

第１５条 本規程に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、2018 年 3 月から施行する。

（様式１）

静岡デスティネーションキャンペーンロゴマーク使用承認申請書（新規・継続）

年　　月　　日

静岡県大型観光キャンペーン推進協議会会長　様

所 在 地

名　　称

代表者名　　印

静岡デスティネーションキャンペーンロゴマークを、下記により使用したいので申請します。

記

１．使用目的

２．使用方法

３．使用期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

４．添付書類

ロゴマークを使用しようとする事業に関するロゴマークの使用内容が分かる企画書（原稿、製作数量、計画等を明記する）及びデザイン案、会社・団体概要書を添付してください。

５．連絡先

会社・団体名称　　：

住所　　：

電話番号　　：

メール　　：

担当者氏名　　：

（様式２）

静大観第　　号

静岡デスティネーションキャンペーンロゴマーク使用承認書

年　　月　　日

（申請者名称）

（代表者名）　　様

静岡県大型観光キャンペーン推進協議会会長

年　　月　　日付けで申請のあった静岡デスティネーションキャンペーンロゴマークの使用について承認します。

使用の際は、静岡デスティネーションキャンペーンロゴマーク使用取扱規程を遵守してください。

使用期間終了後に再度ロゴマークを使用する場合は、継続使用申請を行ってください。

制作完成後１週間以内に使用報告書（様式５）と完成見本等を提出してください。ただし、完成見本の提出が困難な場合は、写真等の提出をもって代えることができるものとします。

使　用　者：

使用承認期間：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

（様式３）

静岡デスティネーションキャンペーンロゴマーク使用承認変更申請書

年　　月　　日

静岡県大型観光キャンペーン推進協議会会長　様

所 在 地

名　　称

代表者名　　印

静岡デスティネーションキャンペーンロゴマークの使用内容を、下記のとおり変更したいので申請します。

記

１．変更内容

【変更前】

【変更後】

２．変更理由

（様式４）

静大観第　　号

静岡デスティネーションキャンペーンロゴマーク使用変更承認書

年　　月　　日

（申請者名称）

（代表者名）　　様

静岡県大型観光キャンペーン推進協議会会長

年　　月　　日付けで申請のあった静岡デスティネーションキャンペーンロゴマークの使用変更について承認します。

使用の際は、静岡デスティネーションキャンペーンロゴマーク使用取扱規程を遵守してください。

使用期間終了後に再度ロゴマークを使用する場合は、継続使用申請を行ってください。

制作完成後１週間以内に使用報告書（様式５）と完成見本等を提出してください。ただし、完成見本の提出が困難な場合は、写真等の提出をもって代えることができるものとします。

使　用　者：

使用承認期間：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

（様式５）

静岡デスティネーションキャンペーンロゴマーク使用報告書

年　　月　　日

静岡県大型観光キャンペーン推進協議会会長　様

所 在 地

名　　称

代表者名　　印

年　　月　　日付静大観第　　号にて承認されたロゴマークの使用内容を下記のとおり報告します。

連絡先
会社・団体名称　：
住所　：
電話番号　：
メール　：
担当者氏名　：

完成見本又は確認できる写真を添付してください。